

台東区内

各医療機関御中

台東区台東保健所長

矢内 真理子

(公印省略)

鳥インフルエンザ（H7N9）の感染が疑われる患者に係る
ウイルス遺伝子検査の実施要件（患者発生地域）について

平素より感染症対策に御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

本年3月以降、中国において鳥インフルエンザ（H7N9）に感染した患者の報告が続いたことを受け、当該感染症が疑われる患者を診察した場合には、保健所へ情報提供（報告）することを医療機関に対して依頼し、また、当該患者のウイルス遺伝子検査を東京都健康安全研究センターにおいて実施しているところです。

このたび、世界保健機関（WHO）より、中国政府から広東省において新たに当該感染症に感染した患者が発生（8月10日に北京市疾病管理センターで確認）したとの報告があったとの発表がありましたことから、広東省を患者発生地域（渡航歴をもって人からの感染を考慮する地域）に追加し、ウイルス遺伝子検査実施の要件といたしますので御了知ください。

なお、これまでの患者発生及び鳥類からのウイルス検出状況等を踏まえ、発症前10日以内に中国に渡航し、かつ生鳥市場等において感染が疑われる鳥類等との接触歴を有する場合など、臨床所見等とあわせて感染が特に疑われる症例については、ウイルス遺伝子検査の実施対象とすることがありますので、あわせて御承知おきください。

記

1 ウイルス遺伝子検査（行政検査）実施要件

次の(1)(2)(3)の全てに該当する者又は(4)に該当する者

- (1) 発症前10日以内に患者発生地域に(*) 渡航又は居住していた者
* 患者発生地域：中国 河北省、広東省（平成25年8月12日現在）
- (2) 38℃以上の発熱と急性呼吸器症状を呈する者
- (3) 他の感染症又は他の病因が明らかでない者
- (4) その他鳥インフルエンザ（H7N9）感染が特に疑われる場合（※）

(※) 感染が疑われる鳥類等との接触歴があるなど、臨床所見等とあわせて感染が特に疑われる症例については、項目(4)に該当するものとして検査を行うことがあります。

(問い合わせ先)

台東保健所 保健予防課 感染症対策担当

TEL 3847-9476/FAX 3841-4325